



令和 3 年 度

業 務 計 画 書

令和 3 年 4 月

いわき市農業委員会

いわき市農業委員会憲章

いわき市農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 一、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

平成30年6月20日制定

関係法令

- ◎ 食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 106 号）

4つの基本理念

- ・ 食料の安定供給の確保
- ・ 多面的機能の発揮
- ・ 農業の持続的な発展
- ・ 農村の振興

- ◎ 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年 3 月 31 日 法律第 88 号）

- ◎ 農地法（昭和 27 年 7 月 15 日 法律第 229 号）

- 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日 法律第 101 号）

- 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日 法律第 65 号）

- 市民農園整備促進法（平成 2 年 6 月 22 日 法律第 44 号）

- 土地改良法（昭和 24 年 6 月 6 日 法律第 195 号）

- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 58 号）

- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年 6 月 16 日 法律第 72 号）

- ◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年 12 月 4 日 法律第 127 号）

目 次

- ◇ はじめに
- ◇ 令和3年度いわき市農業委員会組織図 1～3頁
- ◇ 主たる業務（事業）一覧 4頁
- ◇ 主たる業務（事業）の概要 5～18頁
- ◇ 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動（総括） 19頁
- ◇ その他の業務（事務局事務等） 20～21頁
- ◇ 令和3年度農業委員会年間スケジュール（概要） 22～23頁
- ◇ 関係機関・団体等との連携 24頁
- ◇ 規則・規程・要綱・名簿 25～61頁

はじめに

この業務計画は、本市農業委員会が実施する各種業務の年間計画を定めるため、毎年作成するものです。

◎農業委員会の沿革

昭和41年10月1日、5市4町5村の合併により「いわき市」が誕生したが、農業委員会は旧14市町毎に「地区農業委員会」として暫定的に存続となる。

昭和44年7月20日、平・好間・内郷地区を東部、磐城・常磐地区を中部、勿来・遠野・田人地区を南部、四倉・久之浜・大久地区を北部、小川・川前地区を西部とする5方部農業委員会と単独の三和町農業委員会の「6農業委員会」が発足する。

昭和46年8月30日には、委員の任期満了に伴い三和町農業委員会が東部農業委員会に合併され「5方部農業委員会」となる。

昭和47年7月20日、従来までの5方部農業委員会を統合し、「いわき市農業委員会」が発足する。

令和4年には発足50周年を迎える。

◎法改正に伴う農業委員会の体制移行

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年3月制定）に基づき、市町村に設置が義務づけられている合議制の執行機関で、これまでは公職選挙法を準用した選挙により選ばれる農業者の代表者（公選農業委員）及び市長の選任（選任農業委員）による農業委員で構成されていた。

平成26年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、関連法を一括改正する「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日に施行され、改正「農業委員会等に関する法律」が施行された。

これにより、第16期農業委員会（平成30年7月8日～令和3年7月7日）から、議会の同意を得て市長が任命する農業委員、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員で構成する体制に移行した。